

NANKAN OF FORUM

中野フォーラム 2023 May 中野公認会計士事務所

vol.
88

P2 所長所感
コロナ後の人材育成

ポイント解説
特別編

P3-P6 令和5年度税制改正

P7 Topics
人材開発支援助成金
～人材育成に取り組む企業を支援～
文化街道 気象神社 ～御朱印～

P8 一寸一言
今が一番若い！
ニュースを読む
「お客様は神様」いつまで続ける？

所長所感

コロナ後の人材育成

所長 公認会計士 中野 雄介

WBC(ワールド・ベースボール・クラシック)での日本の戦いぶりは圧巻でした。メジャーリーグで活躍する選手たちを相手に堂々と闘志をもってぶつかり、そして優勝した姿は大変誇らしいことでした。この春はコロナも落ち着き、人の移動や交流が活発になってきており、京都には外国人観光客も一気に戻ってきました。今までの分を取り戻そうとしているかのような活況です。景気の動向は人の心理に大きく左右される面を持っていますので、いい方向に向かっていくことを願うばかりです。

いよいよコロナ後の世界が始まりつつあるわけですが、社会環境の様変わりについていけないこともあります。企業経営にとって、その最たるものは人手不足ではないかと思いますが、同時にコロナで労働意欲も減退したように感じられます。労働に対する美德や社会を支えていることへの矜持・使命が、スローライフへの目覚めや残りの人生謳歌へと価値観が大きく変容していることに気づかされます。

このような状況下においても、一定のサービスレベルを維持するために自動化や効率化を進めてはいますが、それだけでは追いついていません。就労人口が減少する中で今までと同じサービスを提供しようとすると、よくできる人に仕事が集中して継続的な就労が困難になり、また新人などの育成も十分にできない状況が続き、サービス低下の悪循環に陥ってしまいます。さらに暗黙の共同体の相互扶助意識が失われ、自己責任が過度に強調されることで、その悪循環に拍車がかかっているように思います。

このような社会環境の変化の中で勝ち残っていくためには、もはや自助努力だけでは限界で事業の統合や合併、企業買収などの大規模化/グループ化が避けられないとの論調もあります。確かに、特に中小企業においては昨今の人手不足や賃金・物価の上昇などに

加え潜在的な事業承継問題もあることから、好むと好まざるとにかかわらず、企業の合従連衡、事業の再構築が進んでいくことも想定しなければなりません。

それらの可能性も踏まえて、自社が今後どうあるべきなのか(ビジョン)とどのように生き残っていくべきなのか(戦略)をしっかりと持つべきです。

形はできた、業務と人員のバランスもとれた。しかし、それだけですべてが解決するわけではありません。組織に魂がなければ、結局機能せず厳しい競争にも勝ち抜くことはできないでしょう。そのためにはやはり人材の教育・育成が不可欠です。

この春に新しく人材を迎え入れた会社もあると思います。様々なスキルやノウハウを座学やOJTによって教育して早く一人前になってもらうことは当然として、継続的に取り組まなければならないのが、組織風土の醸成とその組織風土の理解促進です。労働意欲の減退や相互扶助意識の喪失が広がる中で、今一度、就労の社会的意義や社会関係の重要性を認識してもらい就労を通して個人が生かされる環境を維持構築していくことが必要になっているかと思えます。

それには、もちろん価値観の変化を拾い上げることも重要ですが、それが単に迎合、媚びているだけではいけません。社会の変容を踏まえ、しっかりとリーダーシップを発揮して自社の組織風土・考え方を示し、それに合う人材を根気よく育成することです。

人材育成には時間がかかります。日々のことに追われて時間が取れない中小企業にとっては大きな負担です。幸か不幸かコロナがもたらした変容を参考にリーダーも敢えて休む、時間を取るといったこともそのためには必要かもしれません。今からでも遅くありません。ビジョンと戦略を練り、リーダーシップと継続的な人材育成により組織に魂を宿してコロナ後に広がる新たな世界へチャレンジしましょう。

ポイント解説

令和5年度税制改正

特別編

個人所得課税 NISA制度の拡充・恒久化

令和6(2024)年1月以降、NISA制度は恒久化し、非課税保有期間が無期限となります。つみたてNISAは「つみたて投資枠」、一般NISAは「成長投資枠」に位置づけが置き換わり、年間投資上限額も拡大します。

項目	つみたてNISA	一般NISA	ジュニアNISA
口座開設可能期間	令和24(2042)年まで	令和5(2023)年まで	令和5(2023)年まで
非課税保有期間	20年間	5年間	5年間
年間投資枠	40万円	120万円	80万円
非課税限度額	800万円	600万円	400万円

現行

つみたて投資枠へ 成長投資枠へ 延長せずに制度終了

改正後

項目	つみたてNISA	成長投資枠
口座開設可能期間	期限なし	期限なし
非課税保有期間	期限なし	期限なし
年間投資枠	120万円	240万円
非課税限度額	一生涯で1,800万円 (成長投資枠は1,200万円が上限)	

- 併用可能
- 恒久化
- 無期限化
- 拡大
- 拡大

ポイント

法人課税 先端設備等導入計画に基づく固定資産税減免制度の見直し

一定要件を満たす計画書を作成し、市区町村の認定を受けると、当該償却資産の固定資産税が1/2~1/3に軽減される制度です。

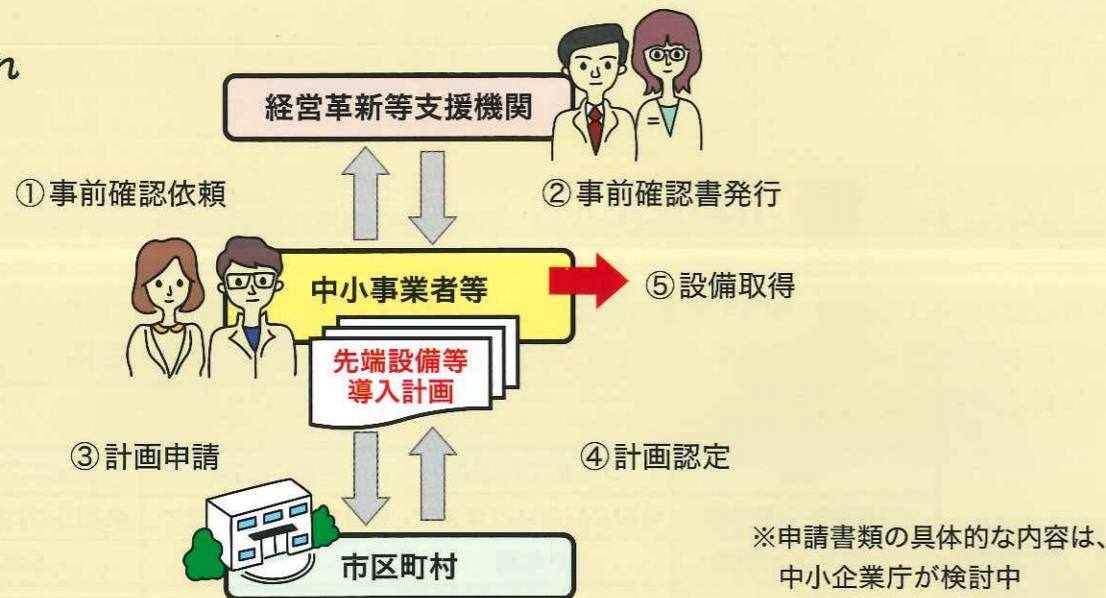
現行

新制度

対象企業	中小事業者等(*1)	同左
適用要件	設備の取得前に先端設備等導入計画の認定を受けて取得すること	同左(投資利益率が年平均5%以上の投資計画に限る)
対象設備・金額要件等	機械装置	同左
	器具備品	
	建物付属設備	
	工具	
	事業用家屋	取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの
構築物	120万円以上/基	
固定資産税の課税標準の減免幅	3年間 1/2~ゼロ	3年間 1/2(*2)
適用期限	令和5(2023)年3月31日までの間に取得した資産に適用	令和7(2023)年3月31日までの間に取得した資産に適用

(*1) 資本金額1億円以下の法人 (*2) 賃上げをする場合、最長5年間 1/3

●手続きの流れ



資産課税 相続時精算課税制度の見直し

1. 相続時精算課税制度における基礎控除（年110万円）の創設
2. 災害により被害を受けた場合の評価額の再計算の導入

		改正前	改正後
贈与税の計算方法		$(\text{贈与額} - 2,500\text{万円}^{(*)1}) \times \text{一律} 20\%$	$[(\text{贈与額} - 110\text{万円}^{(*)2}) - 2,500\text{万円}^{(*)1}] \times \text{一律} 20\%$
贈与税申告手続き		贈与の都度申告が必要	同左 ただし贈与額が年110万円以下の場合には申告不要
相続財産に加算する贈与財産	対象範囲	相続時精算課税適用後のすべての贈与財産	同左 ただし年110万円以下の贈与財産は除く
	評価額	贈与時の評価額	同左 ただし土地・建物が災害により一定の被害を受けた場合は再計算

(*1) 特別控除（累計2,500万円まで） (*2) 基礎控除（毎年110万円）

●適用時期

1. 令和6(2024)年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税
2. 令和6(2024)年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合

資産課税 相続税の計算上加算する贈与期間の延長

		現行	改正内容
加算期間		相続開始前3年以内にされた暦年課税の贈与	相続開始前7年以内にされた暦年課税の贈与
加算額		贈与により取得した財産の価額の全額	延長した4年間に受けた贈与については 総額100万円まで加算されない

ポイント



- ▶ 令和6(2024)年1月1日以降に行う贈与については、段階的に期間が延長されていき、令和13(2031)年1月1日からは完全に7年間の加算期間に移行されます。
例 令和12(2031)年7月1日に亡くなった場合、令和6(2024)年1月1日～令和12(2031)年7月1日までが加算対象となります。よって加算期間は、6年6ヶ月になります。
- ▶ 延長された4年間に行われた贈与については、総額100万円までは相続財産に加算しなくてもよいこととされました。総額で100万円なので、毎年100万円控除できるわけではありません。

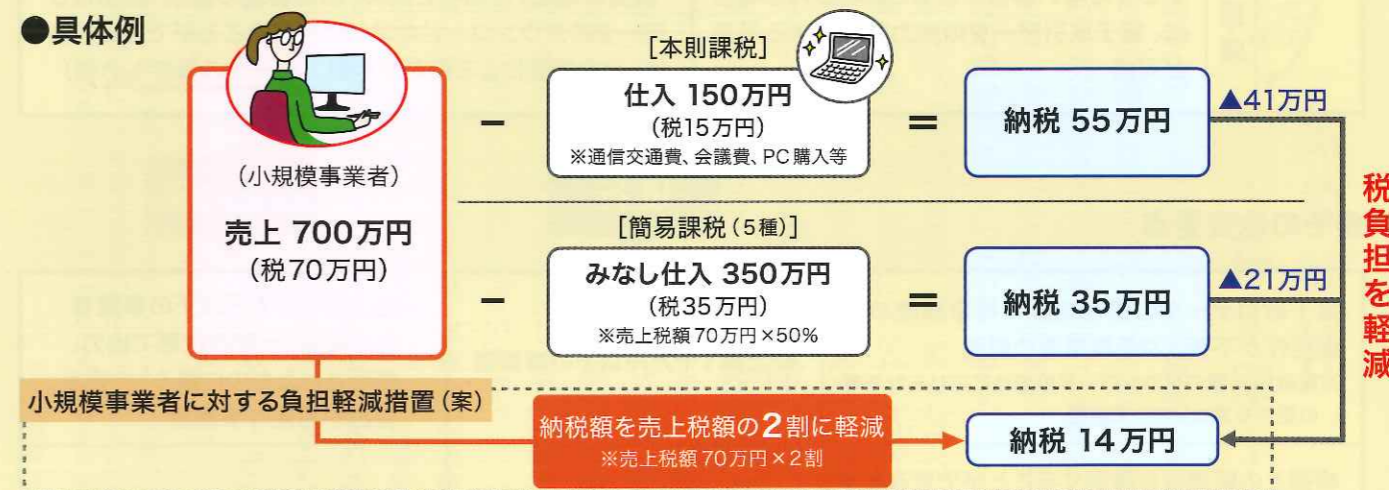
消費課税 インボイス発行事業者となる免税事業者への負担軽減

免税事業者が課税事業者を選択した場合、3年間、納税額が売上に係る消費税額の2割に軽減されます。

●対象者

インボイスの発行事業者の登録をしなければ、課税事業者にならなかった者。
(納税義務の免除の特例の適用を受けられない事業者は対象外)

●具体例



- ▶ 事前の手続きがなくても、2割特例の適用ができます。
- ▶ 簡易課税制度の届出を出していても、確定申告時に有利な方を選択できます。

●対象期間

令和5(2023)年10月1日から令和8(2026)年9月30日までの日の属する課税期間

例 個人事業主が令和5年10月1日に登録した場合、令和5(2023)年10月1日から12月31日の申告から令和8(2026)年分の申告までが対象

消費課税 少額取引に係る事務負担の軽減措置

以下のいずれかに該当する事業者が行う一定の取引について、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（**インボイス不要**）。

事業者	対象取引
<ul style="list-style-type: none"> 基準期間（前々年または前々事業年度）における課税売上高が1億円以下の事業者 特定期間（前年または前事業年度開始の日以後6か月の期間）における課税売上高が5,000万円以下の事業者 	税込価格が1万円未満の取引

●適用時期

令和5（2023）年10月1日から令和11（2029）年9月30日までの課税仕入れについて適用

納税環境整備 電子帳簿等保存制度の見直し

猶予措置が変更されます。

適用要件	原則	猶予措置
	主に下記の保存要件に従って、電子取引の取引情報データを保存しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 改ざん防止（タイムスタンプ等） 検索機能の確保 見読可能装置（パソコンやディスプレイ）の備付け等 	令和5年12月31日まで 上記保存要件を満たさないことについて、やむを得ない事情があると認められる場合に、電子取引データの出力書面による保存が可能

猶予措置変更

●その他変更点

	現行	改正内容
電子取引データの保存制度の検索機能の確保要件が不要となる事業者の範囲 ※電磁的記録のダウンロードの求めに応じられる等の要件を満たしている前提	売上高1千万円以下の事業者	<ul style="list-style-type: none"> 売上高5千万円以下の事業者 出力書面（一定の状態での出力、整理されたものに限る）の提示、提出が可能な事業者
帳簿との関連性を確認することができるよう求められる スキャナ保存書類の範囲	見積書、注文書等の一般書類も対象	<ul style="list-style-type: none"> 契約書、領収書等の「重要書類」に限定
過少申告加算税の軽減措置の対象となる『優良な電子帳簿』の範囲	仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（全て）	<ul style="list-style-type: none"> その他必要な帳簿の範囲を売上帳、売掛帳、仕入帳、買掛帳、手形帳、固定資産台帳等の補助帳簿に限定

Topics

人材開発支援助成金 ～人材育成に取り組む企業を支援～

人材開発支援助成金は、**従業員の教育訓練期間中の賃金及び訓練経費の一部を補助**する制度です。今回は令和4年12月に新たに創設された「**事業展開等リスティング支援コース**」について紹介します。

コース内容

企業が以下の目的を遂行するための、教育訓練期間中の賃金及び訓練費用の一部を補助

- 新規事業の立ち上げ、新商品の開発、既存の事業内容の変更など
- 業務効率化を目的としたデジタル技術の活用
- 温室効果ガス排出ゼロを目指した省エネや再生可能エネルギーの活用

対象訓練

3つの要件に該当する訓練が対象

- ① 助成対象となる訓練時間数が10時間以上
- ② 職場外における訓練（OFF-JT）
- ③ 職務に関連した訓練で、内容が以下のいずれかに該当
 - 新たな分野に必要な専門知識及び技能を習得させるための訓練
 - 企業内のデジタル化、あるいはカーボンニュートラル化を進める上で必要な専門知識及び技能を習得させるための訓練

助成額及び助成率	助成額及び助成率		受講者1人あたりの経費助成限度額		
	経費助成率	賃金助成額（1人1時間）	10h以上100h未満	100h以上200h未満	200h以上
中小企業	75%	960円	30万円	40万円	50万円
大企業	60%	480円	20万円	25万円	30万円

※1事業所1年度あたりの助成限度額は1億円

注意事項

- 業種別に資本金の額、又は常時雇用する労働者数のいずれかが判定基準を満たしていれば、中小企業に該当します。
- 申請に際しては、社内で「職業能力開発推進者」を選任、「職業能力開発計画」の策定・周知していることが必要です。

制度の詳細や申請手続き等は、こちらからご確認ください。

（京都府は京都労働局助成金センター、あるいは職業安定所が相談窓口）

厚生労働省「人材開発助成金」▶



税理士 田中英弘



気象神社 御朱印

数年前からブームとなっている御朱印集めは、年齢関係なく幅広い世代が楽しむことができ、旅行の記念として、趣味として現在でも人気があります。御朱印には素敵なデザインも多く、御朱印をきっかけに神社仏閣の由来や、日本の伝統・美しい四季に対する知識が深まることもあります。そして何より忘れてはならないのは、御朱印は参拝した証としていただく「神仏との縁の記録」であり、お参り後にいただくのがマナーです。

私も御朱印集めが趣味の一つであり、今回は、私が訪れた中でもおすすりしたい「気象神社」を紹介します。

※気象神社とは東京都杉並区にある、日本で唯一天気の神様「八意思兼命（やごころおもいかねのみこと）」を祀っている神社です。八意思兼命とは、日本神話で有名な「岩戸伝説」にて、岩戸を開けて天照大御神を外界に戻す知恵を考え出したと伝えられており、再び世界に太陽を取り戻したことから「天気の神様」と祀られるようになったと言われています。

そんな気象神社の御朱印は、参拝時の天気によって御朱印が変わる点特徴です。残念ながら、現在は天気によって変わることはないようですが、それでも毎月変わる御朱印は色鮮やかで、季節を楽しめる点がお気に入りです。

もうすぐ梅雨の季節がやってきます。ぜひ、晴れを願いに気象神社へ訪れてみてはいかがでしょうか。

（*）気象神社の始まりは1994年、もともとは高円寺馬橋にあった旧陸軍の気象部構内に、気象観測員が気象予報の的中を祈願するために造営されており、戦後気象部は解散され、現在の高円寺水川神社に遷座された。

公認会計士試験合格者 南沙帆

今が一番若い！

「今が一番若い！」という言葉を耳にする機会が度々ありました。

50代に突入した私には、「はっ！」とさせられる言葉でした。誰が言った言葉だろうと気になって調べてみると、放送作家の永六輔さんの言葉でした。(※1)

彼の言葉には次のような続きがあります。

「人間、今が一番若いんだよ。明日より今日の方が若いんだから。いつだって、その人にとって今が一番若いんだよ。」

年齢を重ねると、体力の衰え、記憶力の低下などを感じることが増えてきます。

新しいことにチャレンジしようとする時に、「もう年だから」と諦めたりしていませんか？

「もう若くない」と思うかもしれませんが、それは他人と比較するからそう思うのです。考え方を変えてみましょう。

他人とではなく、自分と比較してみてください。

自分と比較すると「今日は、あなたのこれからの人生で一番若い！」んです。

尻込みしている間に、タイミングを逃すこともあります。

数年前に流行したCM、予備校講師の林修先生の言葉「いつやるの？今でしょ！」。(※2) 正にそのとおりです。

あなたは年齢を言い訳にして、新しいことへのチャレンジを諦めていますか？

一歩踏み出せば、新しい世界が広がるかもしれません。

興味があることには、どんなチャレンジしてみましょう。

だってこれからのあなたにとって「今」が「一番若い！」んですから。(ふたば)

※1 永六輔 「大往生」

(1994年 岩波新書)

※2 林修 東進ハイスクール

東進衛星予備校 国語科専任講師



「お客様は神様」いつまで続ける？

某民間研究機関の予測によると、団塊ジュニア世代が65歳以上になる17年後(2040年)には1,100万人の担い手が不足するという。中でも京都府の不足率は39.4%で全国1位である。(大阪府10.3%、兵庫県11.6%、奈良県13.8%、滋賀県25.8%、和歌山県2.2%) 京都府は一定の経済規模があるため労働需要は高いものの、少子高齢化の影響で労働力が追いつかないことが背景にあるとされている。これだけ人が不足すると、日本全体の働き方を変えなければ無理である。

4月にAIを使った対話型ソフト「チャットGPT」を開発した企業のCEOが岸田首相と面会したというニュースが流れた。チャットGPTとは、ネット上の膨大なデータを学習し、まるで人が書いたように文章の要約、記事執筆、プログラムの作成などができるAI技術で、今、世界中の企業でその技術を活用したシステムが導入され、業務の効率化が進められている。一方、AIに創作させた作品の乱発や著作権の問題などリスクも叫ばれ、著名な起業家や国家レベルでも規制を求める声が高まっている。

AI技術が認知されてから対話式AIがここまで開発されるのに約20年。17年後を想像すると技術革新に期待するのはやや危険か。今のままの経営を続けた場合、17年後の日本の国力はどうなっているのだろうか。 福本 幸士



中野公認会計士事務所
NAKANO C.P.A. OFFICE

発行所 中野公認会計士事務所
〒602-0054 京都市上京区今出川通小川西入
TEL.075-431-4361 FAX.075-431-4365
https://www.nakano-cpa.com/
発行人 中野 雄介



バックナンバーはこちらから
ご覧いただけます

表紙写真

「八十八夜 ~88号~」
一芽一芽を手摘みするように
私共も丁寧に高品質なサー
ビスの提供に引き続き務めて
参ります